

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

生活排水汚染対策による多摩川水質改善計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

東京都西多摩郡奥多摩町

## 3 地域再生計画の区域

東京都西多摩郡奥多摩町の全域

## 4 地域再生計画の目標

奥多摩町は、東京都の北西端に位置し、人口6,286人(平成22年4月1日現在)、面積225.63平方キロメートルと東京都の約10分の1を占め、町全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている自然豊かな町である。町の西部には都民の水がめである小河内貯水池(奥多摩湖)があり、水源の町として重要な役割を担っている。ダムから流れている多摩川は、町を西から東へ貫流し遠く東京湾まで注いでおり、途中の青梅市内及び羽村取水堰において、東京都水道水源として取水されている。この奥多摩湖や多摩川の溪谷、周辺の山々は、観光地としても有名であり、毎年多くの観光客が訪れている。

このようなことから、町では汚水処理施設整備を進めることにより、住民の生活環境の向上を図るとともに、水源の町、また、観光地として奥多摩湖や多摩川の水質の改善を図る責務がある。

そのため、町では昭和62年度より個人設置型浄化槽に対する補助事業を行い、平成21年度までに693基の浄化槽に補助を行ってきた。また、平成10年度には奥多摩湖周辺部の小河内処理区における下水道整備が進み、供用が開始された。平成15年度には、小河内処理区以外の区域を下水道整備地区と市町村設置型浄化槽整備地区にわけた。その後平成16年度からは、市町村設置型浄化槽事業に着手し、平成21年度までに147基を設置し、維持管理をしている。

さらに、平成18年度よりダム下流の当町中心部である奥多摩処理区の下水道整備に着手し、平成21年には一部供用が始まり、毎年度供用開始区域を拡げているところである。また、平成18年度から地域再生計画に認定された「ヤマメの棲むきれいな多摩川水質保全計画」を有効に活用し、公共下水道(89ha)及び浄化槽(114基)をそれぞれ整備し、地域住民の衛生環境の向上及び多摩川の水質保全の改善を行ってきたところである。

しかし、平成21年度末現在の汚水処理人口普及率は、約61.4%と東京都区部や他市町に比べ著しく低い割合であり、生活排水は多摩川などへ直接放流されている状況である。

そこで、今回、平成18年度から10ヵ年で整備している奥多摩処理区の後期5ヵ年

86haと中心部から離れた地域で実施している市町村設置型浄化槽整備事業の2事業を組み合わせることで、平成27年度には町の汚水処理人口普及率を95%以上にすることにより、地域住民の衛生環境向上と多摩川本支流の水質の改善に資することを目標にする。

また、住宅等から流れ出る生活排水による河川の汚濁を防ぐため、住宅が集中している町内3箇所の水路への「雑排水路直接浄化施設」の設置及び維持管理を行い、水質汚濁防止に努める。

さらには、毎年秋に町民が多数集う、「奥多摩ふれあいまつり」（産業祭）において、下水道の整備やゴミの分別、減量、リサイクルを推進するブースを出展し、町民に対し衛生環境や環境美化、水質保全などの重要性について啓発活動を行う。

（目標）

汚水処理施設の整備を進め、多摩川本支流の水質を改善する。

- ・汚水処理人口普及率

平成21年度末約61.4%から平成27年度末95%以上に向上

- ・多摩川水質

多摩川（奥多摩町梅沢橋下流50m地点・類型AA）の水質を以下のように向上

	BOD	全窒素
平成21年度	0.7mg/L	1.02mg/L
平成27年度	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

汚水処理の整備方法について、平成15年度に公共下水道と浄化槽で費用対効果を検証し、地域ごとにより効率的で経済的な整備方法を採用した。

公共下水道については、平成18年度から10ヵ年計画で整備を開始しているところであり、平成23年度より後期5ヵ年で整備が完了する予定である。

市町村設置型浄化槽については、平成16年度より整備を開始し、平成23年度でひととおり整備が完了するが、未設置世帯等に働きかけ、引き続き27年度まで整備を行っていく。

当面、生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、町内3箇所にある「雑排水路直接浄化施設」を設置し、維持管理を行う。

さらに、毎年秋に行われる「奥多摩ふれあいまつり」において、下水道や環境美化、水質保全の重要性について啓発活動を行う。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成22年10月に事業認可変更

### ・事業主体

いずれも奥多摩町

### ・施設の種類

公共下水道（流域関連特定環境保全公共下水道）

浄化槽（市町村設置型）

### ・事業区域

公共下水道：川井・大丹波・小丹波・梅沢・丹三郎・棚沢・白丸・海沢・氷川・境の一部

浄化槽：下水道整備区域を除く奥多摩町全域

### ・事業期間

公共下水道：平成23年度から27年度まで

浄化槽：平成23年度から27年度まで

### ・整備量

公共下水道：管径φ50～300mm 延長33,237m

浄化槽：23基

なお、各施設による新規処理人口は下記のとおり。

公共下水道：3,000人

浄化槽：50人

### ・事業費

公共下水道	事業費	3,772,343千円
	交付金	1,886,171千円

浄化槽	事業費	23,460千円
	交付金	7,820千円

合計	事業費	3,795,803千円
	交付金	1,893,991千円

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか町の生活環境の改善、自然環境の保護等を目的として、次の施策を行う。

#### ① 雑排水路直接浄化施設の維持管理

町において、住宅が集中している3箇所を設置している雑排水路直接浄化施設の維持管理を適切に行い、水質検査は年2回行っている。

#### ② 啓発活動の実施

毎年秋に行われる「奥多摩ふれあいまつり」(産業祭)において、下水道の整備やゴミの分別、減量、リサイクルを推進するブースを出展し、衛生環境の向上、環境美化、水質保全の重要性の啓発活動を行う。

## 6 計画期間

平成23年度から平成27年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に対し状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、町議会議員・学識経験者・一般住民で構成する「奥多摩町下水道事業運営委員会」において、施設の整備状況等について毎年度報告し評価・検討を行う。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし